

# 令和6年度 「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立加賀屋中学校

## いじめが起きた時の対応

- 被害生徒から事実確認をする。(担任・学年)
- 加害生徒から事実確認をする。(担任・学年)
- 被害生徒に関する、ある程度公平な見方のできるクラス生徒に事実確認をする。(担任・学年)
- 被害生徒・加害生徒の保護者に聴き取りした内容を伝え、今後の学校としての対応を伝える。  
(担任・学年)
- いじめの事実を認める。【事実認定】
- ⇒ 管理職、(生徒指導主事) に報告
  
- いじめの事実を認めない場合は、再度情報収集。(無記名でアンケート調査など)
- 被害生徒と加害生徒の事実確認した内容をすり合わせる。(担任・学年)
- 今後の指導方針について確認する。(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事・管理職)  
※ 必要に応じて、いじめ防止委員会を設ける。
- 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者に来校を求める。(担任)  
※両保護者が鉢合わせにならないように配慮する。
- 事実確認した内容について説明をする。(担任・学年)
- 今後のことについて確認する。加害生徒に関して、状況、反省態度、被害程度等を考慮して、1日～数日の別室指導をする旨を保護者と本人に伝える。(担任・学年)
- 必要に応じて、関係諸機関(警察・子ども相談センター・サポートセンター)との連携を行う  
(生徒指導主事)  
※ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。
- 別室指導(学年・生活指導部長・生徒指導主事)  
  
※ 被害生徒のケア
  - 加害生徒の様子・反省の度合いを見て、戻す日程を考える。  
(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事)
  - 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者にこれまでの指導経過を説明する。(担任・学年)
  - 被害生徒宅への謝罪。教師も必ず付き添う。(担任・学年・生徒指導主事)  
※謝罪の場を学校で行うこともあります。
  - 今後ない事を確認し、後日より入室させることを伝える。  
(担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事)
  - 入室
  
  - 全教職員への報告、いじめ防止委員会にて検証

# 大阪市立加賀屋中学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について=年に2回校内研修を実施する。

(教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回)

- 早期発見のために=
- ・日々の観察
  - ・いじめアンケートの実施（学期に1回以上=年に3回以上）
  - ・教育相談の実施（学期に1回以上=年に3回以上）
  - ・SCによるカウンセリング
  - ・家庭や地域との連携
  - ・学校以外の相談窓口の周知

## いじめの可能性に気付いたとき

- 全教職員
- ・いじめと疑われる行為を発見した
  - ・児童生徒から相談や訴えがあった
  - ・外部から通報があった
  - ・保護者から相談や訴えがあった
  - ・いじめアンケートに記載があった等

校長・副校長・教頭

- ・いじめ防止委員会 会議の開催

### 【協議内容】初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法

→

初期段階より SC による心のケア

被害児童生徒

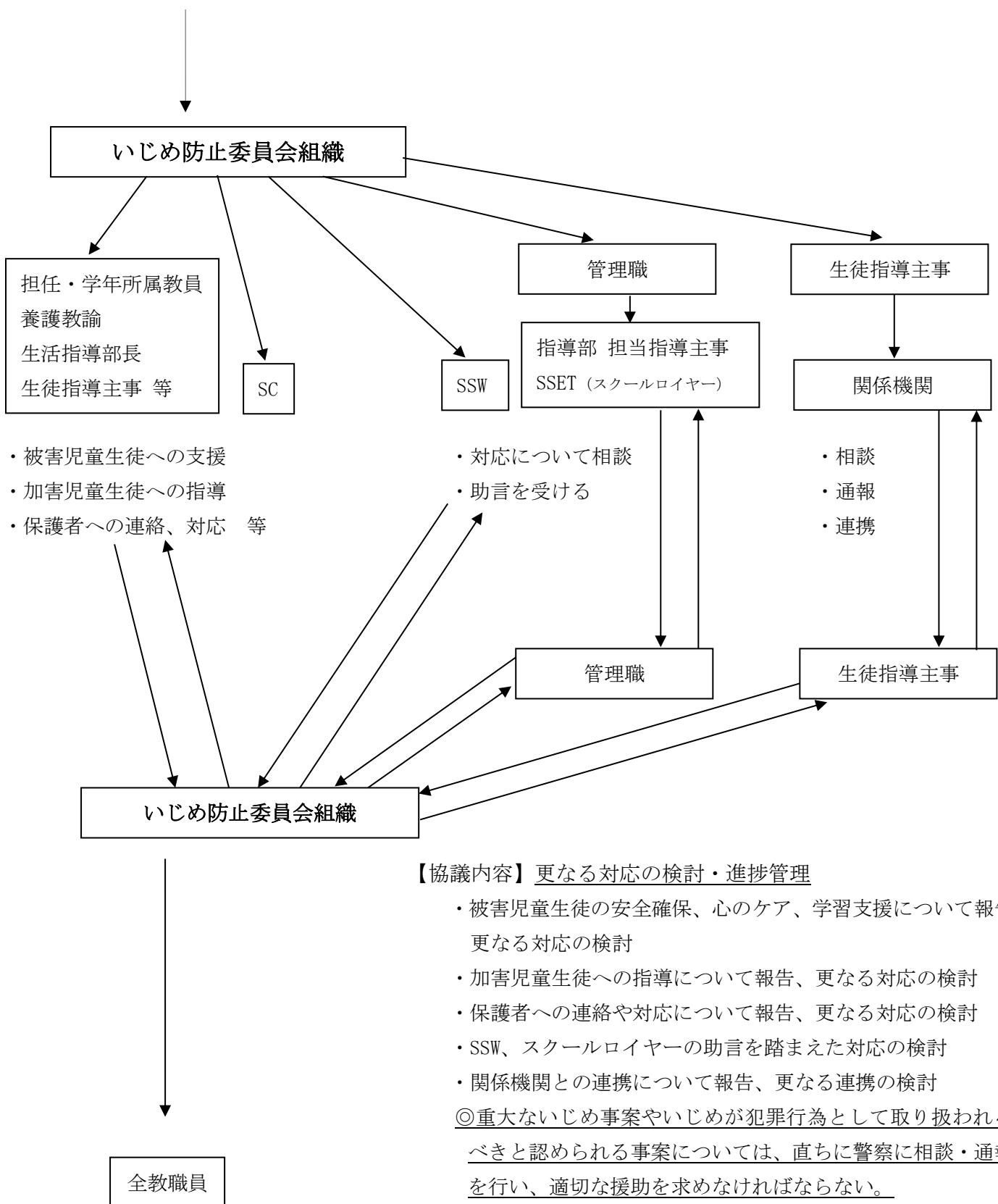
加害児童生徒

その他の児童生徒

- 担任・学年所属教員・生活指導部長・生徒指導主事等
- ・児童生徒からの相談室等で聞き取り

### 【協議内容】指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害児童生徒への具体的な支援の方法  
(どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか?)
- ・加害児童生徒への具体的な指導の方法  
(どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか?)
- ・保護者への連絡について  
(どの教職員が、どのような方法で行うか? 説明する内容は?)
- ・関係機関との連携について (連携の必要があるか?  
連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか?)
- ・その他の児童生徒への働きかけの方法(どの教職員が、どのように行うか?)



#### ・日々の見守り

「被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」 以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

全教職員